

件名	高校生の「三ない運動」について
受付日	令和2年4月15日
ご意見・ご提案の概要	なぜ法律で認められている運転免許の取得等について禁止させるのか。他県では廃止されている運動を続けていく意味はあるのか。
県の考え方	<p>岐阜県では、県高等学校PTA連合会と連携して「三ない運動」に取り組んでいます。また、すべての高等学校で公共交通機関に恵まれないなど特別な事情があると学校が認めた場合は、二輪車の通学は許可できる仕組みがあります。</p> <p>今後は、関係機関とも連携し、他県の「三ない運動」に代わる新たな交通安全教育への見直しも研究し、高校生に対するより効果的な交通安全教育を検討していく予定です。</p>
担当課	教育委員会 学校安全課